

【新型コロナウイルス感染症対策】

区道における沿道飲食店等の路上利用に伴う緊急措置 Q & A

Q 1 : 申請できる主体はどういった団体か。

また、個人、個別の店舗での申請はできないのか。

A 1 : 以下のとおりです。なお、個人、個別の店舗単位の申請はできません。

①区

②区を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

③都市再生推進法人又は地域再生推進法人等

④商店街（商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等）及び商工会等。

ただし、生活産業課からの意見書（地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該路上利用にかかる占用許可に関する意見）の添付が必要です。

Q 2 : 申請手続きの流れ、各種窓口が知りたい。

A 2 : 別添「フローチャート及び連絡先」をご覧ください。

Q 3 : 申請できる場所はどのような場所か。

A 3 : 歩道のある場所については、十分な歩行空間（交通量の多い場所にあっては 3.5m 以上、その他の場所にあっては 2m 以上）を確保できる場所になります（グリーン大通りでは、東口五差路交差点から東池袋交差点までの間で歩道の車道寄りを占用可能場所とし、5m 以上の歩行空間の確保が必要です）。

歩道のない道路では、占用幅は道路境界から 1 m 以下で道路幅員の 8 分の 1 以下としてください。ただし、交通規制を伴う場合で、緊急車両の走行及び歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではありません。

また、道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼす場所については認められません。

設置場所は原則として民地寄りとしてください。

Q 4 : 占用にあたっての条件は。

A 4 : 主な条件は以下となります。

- ・ 回路等の交通案内を行ってください。
- ・ 多数の来客等が見込まれる場合、歩道等に人が滞留しないようにするなど、円滑な道路交通が妨げられないような措置を講じてください。
- ・ 路上利用にあたっては、道路占用許可書（又は写し）を常に携帯し、道路

管理者、交通管理者等から問い合わせがあった際には、すぐに提示できるようにしてください。

- ・ 営業時間終了後、道路の清掃を行い、原状回復してください。
- ・ 道路及び道路交通の安全確保のため、営業時間終了後、設置物は道路外（店舗等）に収納してください。
- ・ 占用物件の利用者及び歩行者を含む周辺住民への損害が発生した場合は、占用主体の責により速やかに対応してください。
- ・ 道路管理者及びガス・水道等の公益企業者による道路維持作業及び占用工事の支障となる場合は、速やかに占用主体の負担により占用物件を撤去してください。
- ・ 路上喫煙防止の観点から、占用範囲に灰皿及び吸い殻入れを設置しないでください。
- ・ 占用主体は、今回の占用範囲で行う行為について保健所等、営業に係る関係先に事前に問題ないか確認してください。
- ・ 占用物件の設置者及び営業者は、占用主体（区が占用主体の場合は、区と協議している団体等）に加入している者であること。

Q 5 : 占用したい場所の前に自分の店がないと出店できないのか。

A 5 : 団体単位での申請になりますので、主体（Q 1）、場所（Q 3）及び主な条件（Q 4）等の要件を満たすことで、申請いただくことは可能です。ただし、団体による申請が必須であること、個々の店舗の取扱いについては申請者側にて調整をお願いいたします。

Q 6 : 道路占用許可の申請にあたって必要な書類は。

A 6 : 以下の書類が必要になります。

道路占用許可申請書、事業計画書については記入例をご参照ください。

- ・ 道路占用許可申請書
- ・ 誓約書
- ・ 道路占用料減免申請書（占用主体が「区」の場合は不要）
- ・ 位置図
- ・ 占用物件の設置計画図及び配置図（歩道等の有効幅員を記載してください）
- ・ 事業計画書（設置物、安全対策及び管理体制、営業時間といった情報を含みます）。
- ・ 生活産業課の意見書（※申請主体が商店街及び商工会等の場合。Q 1 をご参照ください。）
- ・ 現況写真

Q 7 : 豊島区の商店街関連意見書については、どこに相談すればよいか。

A 7 : 文化商工部生活産業課（電話 03-5992-7017）に相談してください。

Q 8 : 国道、都道においても同様の取組が行われるのか。

A 8 : 国道、都道における取扱いについては、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所（電話 03-3512-9096）、東京都建設局第四建設事務所（電話 03-5978-1707）までお問い合わせください。

Q 9 : 飲食店等が路上に置けるものはどういったものか。

A 9 : 新型コロナウイルス感染症対策として、いわゆる「3密」を回避する観点から設置されるものです。

具体的には、屋外で客に飲食させるための椅子、テーブルといったものが挙げられます。

ただし、食品衛生の観点から、店頭であっても屋外で机等にテイクアウト用の弁当を並べて販売することはできません。

飲食店の場合、外に並べるものは写真や見本とし、実際に販売する商品は店内で適切に温度管理されたものにしてください。

食品の提供に当たっては、事前に池袋保健所生活衛生課（電話 03-3987-4177）に相談してください。

Q 10 : 保健所への手続きは何が必要か。

A 10 : すでに沿道で飲食店を営んでいる施設が新たに屋外に客席を設ける場合は、道路占用許可を取得後、各営業主体から「営業許可の変更届」に必要な書類を添えて保健所に届出する必要があります。詳しくは池袋保健所生活衛生課（電話 03-3987-4177）までお問い合わせください。